**様式第１**（第１条の５関係）

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　　月　　　日  　　かすみがうら市消防長  届　出　者  住　所　　　　　　　　　　　　　（電話　　　　　　）  氏　名 | | | | | | | | | |
| 事業所の所在地  及　び　名　称 | 所在地 |  | | | | | | | |
| 名　称 |  | | | | | | | |
| 貯蔵し、又は取り扱う倉庫、施設等の名称 | 貯蔵し、又は取り扱う倉庫、施設等の構造等の概要 | | | 貯蔵し、又は取り扱う物質の名称 | | | 最大貯蔵数量又は最大取扱数量（ｋｇ） | | 消火設備の  概　　　要 |
|  |  | | |  | | |  | |  |
| 物質に対する処理剤の種類及び保有量 | 種　　　類 | | | | 保　　有　　量 | | | 対　象　物　質 | |
|  | | | |  | | |  | |
| 貯蔵又は取扱開始（廃止）  予定年月日 | | |  | | | | | | |
| 緊 急 時 の 連 絡 先 | | | 昼　　 間 | | | （電話　　　　 ) | | | |
| 夜間 ･ 休日 | | | （電話　　　　 ） | | | |
| そ の 他 必 要 な 事 項 | | |  | | | | | | |
| ※　受　付　欄 | | | ※　　　　　経　　　　　過　　　　　欄 | | | | | | |
|  | | |  | | | | | | |

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　２　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入す

　　　　ること。

　　　３　「処理剤」とは、消石灰等の化学処理剤及び乾燥砂等の吸着剤をいう。

　　　４　※印の欄は、記入しないこと。

　　　５　貯蔵又は、取扱いを開始しようとするときは、倉庫、施設等の位置及び倉庫、

　　　　施設等内における物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付すること。

【参考】

法第９条の３　[圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出]

　　　　　　圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限り出ない。

　　　②　前項の規定は、同項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。

【危険物政令で定める物質】

危令１の１０　[届出を要する物質の指定]

　　　　　　法９条の３第１項の政令で定める物質は、次の各号に掲げる物質で当該各号に定める数量以上のものとする。

　　　　　１　圧縮アセチレンガス　　　　　４０キログラム

　　　　　２　無水硫酸　　　　　　　　　２００キログラム

　　　　　３　液化石油ガス　　　　　　　３００キログラム

　　　　　４　生石灰（酸化カルシウム８０％以上を含有するものをいう。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５００キログラム

　　　　　５　毒物及び劇物取締法第２条第１項に規定する毒物のうち別表第１の左欄に掲げる物質、同表の右欄に定める数量

　令別表第１

|  |  |
| --- | --- |
| シアン化水素 | ３０キログラム |
| シアン化ナトリウム |
| 水銀 |
| セレン |
| ひ素 |
| ふっ化水素 |
| モノフルオール酢酸 |
| 前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの |

※総務省令で定めるもの（毒物関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １　塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤 | ３０キログラム  ３０キログラム |
| ２　五塩化りん及びこれを含有する製剤 |
| ３　三塩化ほう素及びこれを含有する製剤 |
| ４　三塩化りん及びこれを含有する製剤 |
| ５　三ふっ化ほう素及びこれを含有する製剤 |
| ６　シアン化水素を含有する製剤 |
| ７　シアン化ナトリウムを含有する製剤 |
| ８　シアン化亜鉛及びこれを含有する製剤 |
| ９　シアン化カリウム及びこれを含有する製剤 |
| 10　シアン化銀及びこれを含有する製剤 |
| 11　シアン化第一金カリウム及びこれを含有する製剤 |
| 12　シアン化第一銅及びこれを含有する製剤 |
| 13　シアン化第二水銀及びこれを含有する製剤 |
| 14　シアン化銅酸カリウム及びこれを含有する製剤 |
| 15　シアン化銅酸ナトリウム及びこれを含有する製剤 |
| 16　塩化第二水銀及びこれを含有する製剤 |
| 1. 酸化第二水銀及びこれを含有する製剤   （酸化第二水銀５％以下を含有するものを除く） |
| 18　硫セレン化カドミウム及びこれを含有する製剤 |
| 19　亜ひ酸及びこれを含有する製剤 |
| 20　三塩化ひ素及びこれを含有する製剤 |  |
| 21　ひ化水素及びこれを含有する製剤 |
| 22　ひ酸及びこれを含有する製剤 |
| 23　ふっ化水素を含有する製剤 |
| 24　ホスゲン及びこれを含有する製剤 |
| 25　メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤 |
| 26　モノフルオール酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤 |
| 1. りん化アルミニュウムとその分解促進剤とを含有する製   　　剤 |
| 28　りん化水素及びこれを含有する製剤 |

６　毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物の内別表第二の左覧に

　　　　　　掲げる物質　当該物質に応じそれぞれ同表の右欄に定める数量

令別表第２

|  |  |
| --- | --- |
| アンモニア | ２００キログラム |
| 塩化水素 |
| クロルスルホン酸 |
| クロルピクリン |
| クロルメチル |
| クロロホルム |
| けいふっ化水素酸 |
| 四塩化炭素 |
| 臭素 |
| 発煙硫酸 |
| ブロム水素 |
| ブロムメチル |
| ホルムアルデヒド |
| モノクロル酢酸 |
| よう素 |
| 硫酸 |
| りん化亜鉛 |
| 前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの | ２００キログラム |

　　　　※総務省令で定める物質及び数量（毒物関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １　塩化亜鉛 | ２００キログラム  ２００キログラム  ２００キログラム |
| ２　酢酸亜鉛 |
| ３　硫酸亜鉛 |
| ４　りん酸亜鉛 |
| ５　アクリルアミド及びこれを含有する製剤 |
| ６　五塩化アンチモン及びこれを含有する製剤 |
| ７　三酸化アンチモン |
| ８　酒石酸アンチモニルカルシウム及びこれを含有する製剤 |
| ９　アンモニアを含有する製剤  （アンモニア３０％以下を含有するものを除く。） |
| 10　一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤 |
| 11　エチレンオキシド及びこれを含有する製剤 |
| 1. 塩化水素を含有する製剤   　（塩化水素３６％以下を含有するものを除く。） |
| 13　塩素 |
| 14　オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤 |
| 15　酸化カドミウム |
| 16　硝酸カドミウム |
| 17　硫化カドミウム |
| 18　クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤 |
| 19　クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤 |
| 20　クロム酸鉛及びこれを含有する製剤  　（クロム酸鉛７０％以下を含有するものを除く。） |
| 21　四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤 |
| 22　クロルピクリンを含有する製剤 |
| 1. クロルメチルを含有する製剤   （容量３００ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であって、クロルメチル５０％以下を含有するものを除く。） |
| 24　クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤 |
| 25　二‐クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤 |
| 26　けいふっ化水素酸を含有する製剤 |
| 27　けいふっ化カリウム及びこれを含有する製剤 |
| 28　けいふっ化ナトリウム及びこれを含有する製剤 |
| 29　けいふっ化マグネシウム及びこれを含有する製剤 |
| 30　五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）及びこれを含有する製剤（五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）１０％以下を含有するものを除く。） |
| 31　シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド１０％以下を含有するものを除く。） |
| 32 ２・３－ジシアノ－１・４－ジチアアントラキノン  　（別名ジチアノン）５０％以下を含有する製剤 |
| 33　四塩化炭素を含有する製剤 |
| 34 ジメチルアミン及びこれを含有製剤  （ジメチルアミン５０％以下を含有するものを除く。） |
| 35　塩化第一すず |
| 36　塩化第二すず |
| 37　硫酸第一すず |
| 38　塩化第一銅 |
| 39　塩化第二銅 |
| 40　硫酸銅 |
| 41　一酸化鉛 |
| 42　塩基性けい酸鉛 |
| 43　けい酸鉛 |
| 44　酢酸鉛 |
| 45　三塩基性硫酸鉛 |
| 46　シアナミド鉛 |
| 47　ステアリン酸鉛 |
| 48　鉛酸カルシウム |
| 49　二塩基性亜硫酸鉛 |
| 50　二塩基性亜りん酸鉛 |
| 51　二塩基性ステアリン酸鉛 |
| 52　二酸化鉛 |
| 53　塩化バリウム |
| 54　カルボン酸のバリウム塩 |
| 55　水酸化バリウム |
| 56　炭酸バリウム |
| 57　チタン酸バリウム |
| 58　ふっ化バリウム |
| 59　メタホウ酸バリウム |
| 60　ピロカテコール及びこれを含有する製剤 |
| 61　オルトフェニレンジアミン |
| 62　メタフェニレンジアミン |
| 63　ブロム水素を含有する製剤 |
| 64　ブロムメチルを含有する製剤 |
| 65　一－ブロモ－三－クロロプロ　パン及びこれを含有する製剤 |
| 66　ほうふっ化水素酸 |
| 67　ほうふっ化カリウム |
| 68　ホルムアルデヒドを含有する製剤  （ホルムアルデヒド１％以下を含有するものを除く。） |
| 69　メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤 |
| 70 メチルアミン及びこれを含有する製剤  　（メチルアミン４０％以下を含有するものを除く。） |
| 71　二－メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）  これを含有する製剤 |
| 72　硫酸を含有する製剤  （硫酸６０％以下を含有するものを除く。） |
| 73　りん化亜鉛を含有する製剤  　（りん化亜鉛１％以下を含有するものを除く。） |

　２　法９条の３第１項ただし書き（同条第２項において準用する場合を含む。）の政令で定める場合は、高圧ガス保安法（昭和２６年法律第二百四号）第７４条第１項、ガス事業法（昭和２９年法律第五十一号）第４７条の５第１項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第百四十九号）第８７条第１項の規定により消防庁長官又は消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長）に通報があった施設において液化石油ガスを貯蔵し、又は取り扱う場合（法第９条の３第２項において準用する場合にあっては、当該施設において液化石油ガスの貯蔵又は取扱いを廃止する場合）とする。